

食農部土木工事成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、食農部土木工事の工事成績の評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象とする工事は、食農部土木工事検査要領に基づき検査を行う工事のうち、1件の当初設計額が250万円以上の工事とする。ただし、引渡しを受ける目的物がない工事又は簡易な維持修繕工事については、評定の対象外とすることができる。

(評定の内容)

第3 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等の評価について行うものとする。

(評定者)

第4 工事の成績の評定者（以下「評定者」という。）は、食農部土木工事検査要領に定める検査職員及び食農部土木工事監督要領に定める総括監督員及び主任監督員とする。

(評定の方法)

第5 評定は、監督又は検査等その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、土木工事竣工検査（成績評定）書（様式農評第1号および様式評第2号）及び改定細目別評定点採点表（様式評第3号）に記録するものとする。

3 評定に際しての考査基準は、工事成績採点の考査項目別運用表（別紙－1から別紙－4）、考査基準特記事項（別紙－5）及び施工プロセスのチェックリスト（別紙－6）によるものとする。

(評定の時期)

第6 検査職員は検査を実施したとき、評定を行うものとする。ただし、既済部分検査においては、検査職員は評定を行わないものとする。また、総括監督員及び主任監督員は工事が完成したとき、評定を行うものとする。

(評定結果の通知)

第7 評定の結果は、食農部土木工事成績評定の通知に関する規程に基づき、受注者に通知するものとする。

(評定の修正)

第8 評定を行った後、受注者の責に帰する瑕疵や不具合が確認された場合は、評定の修正を行うものとする。

2 前項の規定に従い評定の修正を行ったときは、第7の規定に従い、遅滞なくその結果を受注者に再通知するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。